

事業名	地域総合整備資金貸付事業
事業内容 (目的・概要)	都道府県又は市町村が、地域振興に資する民間事業活動等を支援するために、民間事業者に長期の無利子資金を融資する。 一般財団法人地域総合整備財団（通称：ふるさと財団）が事業の総合的な調査・検討や貸付実行から償還に至る事務を行う。
事業主体	法人格を有する民間事業者（第三セクター含む）
採択要件	1 貸付対象費用 (1) 設備の取得等に係る費用 (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用 2 貸付対象事業 (1) 地方公共団体が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられ、次の要件すべてを満たす民間事業者等が実施する事業 a 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの b 事業地域内において次の新規雇用が見込まれるもの ・都道府県、指定都市が貸付団体になる場合は5人以上 ・市町村（指定都市を除く。）が貸付団体になる場合は1人以上 （地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第3項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定事業者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては、1人以上） c 事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く。）が1千万円以上のもの d 用地取得等を貸付対象とした場合、用地取得等契約後5年以内に対象事業の営業開始が行われるもの (2) ただし、以下に該当するものは、対象事業から除外 a 第三者に売却又は分譲することを予定する施設 b 風営法に規定する風俗営業等の用に供される施設
補助率、融資額、その他の財源措置の内容	1 貸付額 貸付額は次の要件による限度が設けられている。 ((1)、(2)及び(3)を満たすことが必要) (1) 貸付対象事業一件当たりの貸付額は、概ね3百万円以上とし、都道府県・指定都市 42億円 市町村（指定都市除く。） 10.5億円 を限度とする。 ただし、事業地が過疎地域等の場合は、限度額が増額される。 (2) 貸付対象費用に係る借入から国庫補助金等の額を控除した額の35%を限度とする。（過疎地域等45%） (3) 付随費用に対する貸付額の割合は、当該貸付額の総額の20%を限度とする。 （試験研究開発用資産の取得等に係る費用と当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用を貸付対象とする場合や、ソフトウェア開発事業若しくは情報

	処理・情報サービス事業の場合は５０％未満とする）。 ２ 貸付利率、貸付対象期間、償還期間、償還方法 (1) 貸付利率 無利子 (2) 貸付対象期間 ４年以内 (3) 償還期間 ２０年（５年以内の据置期間含む。）以内 (4) 償還方法 元金均等半年賦償還 ３ その他 民間金融機関等確実な保証人の連帯保証が必要			
制度創設年度	平成元年度			
関係省庁名	総務省自治財政局地方債課、（一財）地域総合整備財団			
実績	【県貸付案件】 ○ 地域中核・災害拠点病院建設事業 事業者：広島県厚生農業協同組合連合会 - 平成２１年度 貸付額：１２７百万円 - 平成２２年度 貸付額：１，５６５百万円 - 平成２３年度 貸付額：４７５百万円 ○ 地域中核病院増改築事業 事業者：日本赤十字社 - 平成２３年度 貸付額：５７３百万円 - 平成２４年度 貸付額：８４百万円 【市町貸付案件】 ○ ビジネスホテル建設事業 貸付団体：三原市 事業者：株式会社エムセック 平成２８年度 貸付額：２００百万円 ○ 複合型介護福祉施設整備事業 貸付団体：福山市 事業者：株式会社ＱＯＬサービス 令和３年度 貸付額：４６９百万円			
問合せ先	地域政策局市町行財政課			
	Tel	082-513-2614	e-mail	chi-renkei@pref.hiroshima.lg.jp